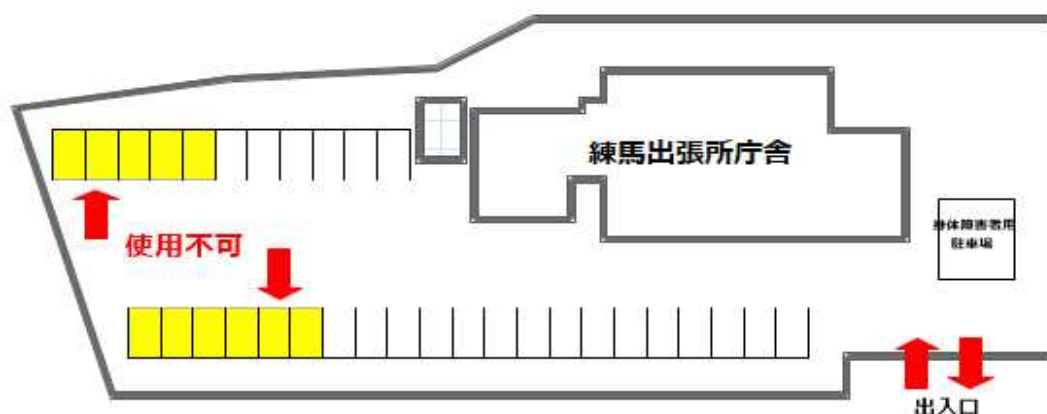


東京法務局練馬出張所駐車場の 利用可能台数減少について

この度、練馬区による高松一・二丁目地区地区計画区画道路19号整備工事の実施により令和7年5月14日から、下図のとおり、駐車場の利用可能台数が減少します。

来庁者の皆様には、御不便をお掛けすることになりますが、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

東京法務局練馬出張所



黄色着色部分が、利用可能台数減少の範囲となります。